

## 2016年度年末手当交渉の集約にあたって

本部は11月21日14時、2016年度年末手当交渉について、要求を大きく下回る回答に大きな不満を残しながらも、会社の社員に対する全く誠意のない姿勢や、JR東海ユニオンの低額要求即日先行妥結という否定的な状況の中で、これ以上の前進は困難と判断し、会社に妥結を通告しました。

本部は10月7日、『申第11号 2016年度年末手当に関する申し入れ』として、3.5ヶ月分の年末手当支給、不当なボーナスカットをやめること等を会社に申し入れました。これに基づき団体交渉を10月26日と11月2日に開催しました。

会社は「社員の苦労は否定するものではないが、最高益が出ていても楽観はできない。期末手当は業績、世間相場、賃金水準、組合の要求等を総合的に勘案しながら決定していく」「社員の賃金は十分に高い水準にあり、家計にゆとりはあるはずだ。2.9ヶ月のベースでの支給も安定性というメリットがある」等を理由にあげ、年末手当の抑え込みを図ってきました。

本部は、中間決算で5期連続の最高益を上げたのは社員が努力した結果であり、この苦労に報いるため、今こそ3.5ヶ月分の年末手当を支給すべきであるとして粘り強く交渉にあたってきました。また、「会社は社員の苦労を認めているのだから業績の良い時こそ昨年以上の月数で期末手当を支給すべきである」「JR東海の賃金水準が極めて高いという根拠はない」「安定的支給のベースが2.9ヶ月とは会社が一方的に決めたもので、支給のベースは昨年の期末手当の3.0ヶ月であり上積みすべきである」と年末手当の抑制を狙う会社の意図を厳しく追及しました。さらに、会社が不当に組合員のボーナスカットを繰り返すことは、JR東海労への不当労働行為であり、恣意的なボーナスカットを絶対にやめるよう強く迫りました。

会社は11月9日、第3回団体交渉で、「年末手当の安定的支給ベースである2.9箇月分に、0.1箇月分を上積みし3.0箇月分支給する」と回答しました。本部はこの回答に対して、過去最高の業績を上げながらも昨年と同月数の回答では、好業績に導いた社員の苦労に全く応えておらず、私たちの要求とかけ離れているため、持ち帰り検討とし、直ちに『申第13号』として3.5ヶ月分の年末手当の支給の再申し入れをしました。

11月15日、『申第13号』に基づく団体交渉を開催し、本部は「5期連続の最高益は社員の苦労の賜である」「賃金が高水準なのは労働力の質が高水準なのだから当然である」「昨年同様の3.0ヶ月では『社員の一層奮起を期待する』という会社の考えは社員に通じない」「過去最高の業績であり、業績予想を上方修正する余力があるのだから3.5ヶ月分の支給をすべきだ」と重ねて満額支給を求めてきました。しかし、会社の考えは何ら変わらず、「撤回する考えはない」と極めて不誠実な姿勢に終始しました。本部は対立を確認し持ち帰り検討としましたが、11月19日の第6回中央執行委員会でこれ以上の前進は困難と判断し、今次年末手当交渉を集約することとしました。

今次年末手当交渉にあたり、組合員をはじめ多くの他労組組合員の皆さんからのご支援に心から御礼申し上げます。本部は今後も安心して働ける賃金と労働条件の改善のために奮闘していきます。

2016年11月21日  
JR東海労働組合中央本部